

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

居宅介護支援事業所 うたがき

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(佐賀県指定 第 4171600093 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や契約者の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の体制	3
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	3.4.5
6	サービスの利用に関する留意事項	5.6
7	苦情の受付について	6

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 歌垣福祉会
(2) 法人所在地 佐賀県杵島郡白石町大字大渡 600 番地 1
(3) 電話番号 0952-84-4000
(4) 代表者氏名 理事長 嬉 野 妙 子
(5) 設立年月日 昭和 4 9 年 1 2 月 2 0 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
(3) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所 うたがき
平成 1 1 年 8 月 1 3 日 指定 佐賀県 4171600093 号
(4) 事業所の所在地 佐賀県杵島郡白石町大字築切 264 番地 2
(5) 電話番号 電話 0952-84-5530 F A X 0952-84-2052
携帯電話 090-2858-0356
(6) 事業所長(管理者)氏名 本 告 尊 子
(7) 当事業所の運営方針 介護保険法令の趣旨に従い、保健医療機関や介護保険施設等との連携を図り、利用者が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
(8) 開設年月日 平成 1 1 年 7 月 1 日
(9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、福祉用具の紹介、展示もあわせて実施しています。

3 事業実地地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 白石町の区域
(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	日曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
営 業 時 間	日曜日から土曜日 8時30分～17時30分 ※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1 管理者 (主任介護支援専門員兼務)	1 名		1 名	1 名
2 介護支援専門員	3 名以上		5 名	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 4 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×4 名÷40 時間＝1 名）となります。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料金負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第 3 条～第 6 条、第 9 条参照）

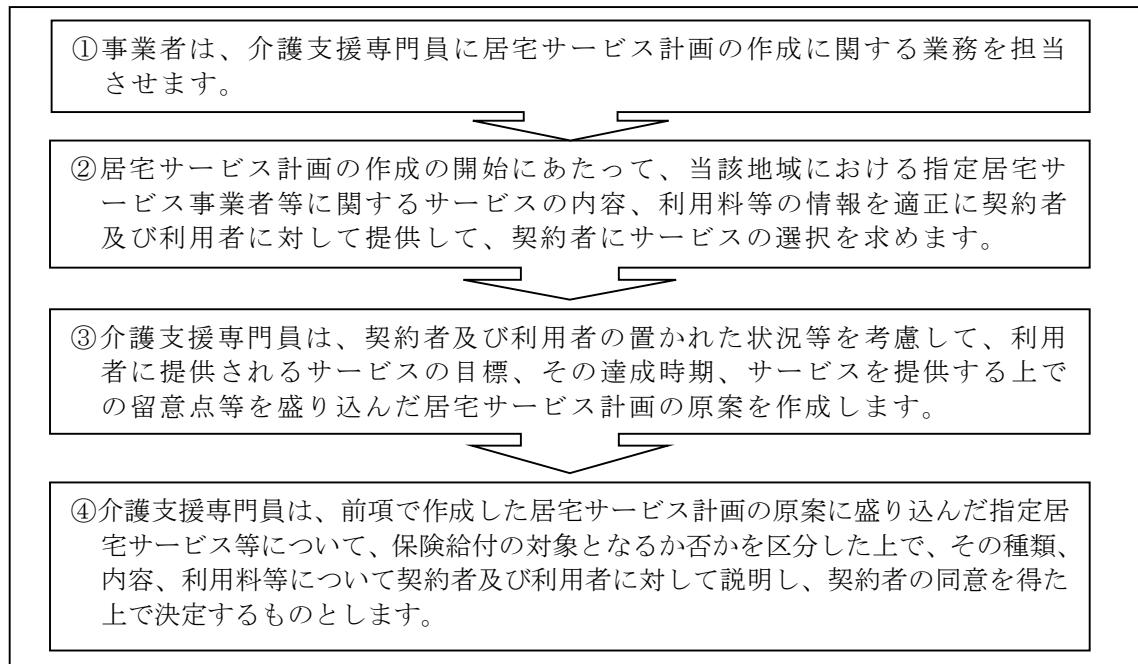
＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が出来る事となっており、又、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定の理由についても説明を求めることが可能です。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者、利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者及び利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は契約者及び利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、本人の自己負担はありません。

ただし、本人の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費Ⅰ (ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45件未満の場合)		I 1 (要介護1・2)	I 2 (要介護3・4・5)	
		1,086 単位 (1月につき)	1,411 単位 (1月につき)	
加 算 項 目	特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位 (1月につき)		
	初回加算	300 単位 (1月につき)		
	入院時情報連携加算Ⅰ(入院日当日)	250 単位 (1月につき)		
	入院時情報連携加算Ⅱ(入院後3日以内)	200 単位 (1月につき)		
	退院・退所加算 ※「初回加算」算定の場合は算定しない		カンファレンス 参加 無	カンファレンス 参加 有
		(Ⅰ)連携1回	イ 450 単位	ロ 600 単位
		(Ⅱ)連携2回以上	イ 600 単位	ロ 750 単位
		(Ⅲ)連携3回以上	×	900 単位
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位 (月2回を限度)		
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位		
通院時情報連携加算	50 単位			
介護職員等処遇改善加算	2. 1%			

(2) 交 通 費 (契約書第9条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費の徴収は致しません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までにお支払い下さい。

次の銀行口座への振り込み

佐賀銀行 白石支店 普通預金

口座番号 1 2 6 6 3 6 7

口座名義 社会福祉法人歌垣福祉会 居宅介護支援事業所うたがき
理事長 嬉野妙子

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替 (契約書第8条関係)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者及び利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不
適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支
援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の
指名はできません。

(3) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取
り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかに契約者及び
利用者に連絡いたします。

7 苦情の受付について（契約書第 19 条参照）

(1) 苦情や相談の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、次の専用窓口で受け付けます。

- 苦情・相談受付（担当者） 管理者 本告 尊子
- 受付時間 毎週 月曜日～日曜日 8：30～17：30
- 方 法 等 面談 又は 電話（0952-84-5530）

〈迅速に苦情解決を行うための手順〉

- ① 苦情、相談があった場合は、受付担当者がその内容を伺い、受付書に記載し、解決
責任者（特別養護老人ホーム歌垣之園施設長）へ報告します。
- ② 解決責任者は、事実を確認するとともに対応方法、改善方法等を検討します。また、
申出内容に応じて第三者委員へ報告し、助言を受けることとします。
- ③ 改善方法や解決策については、申出者との話し合いを行う等により、改善や解決を図
ることとします。また、行政機関等へ報告を要する事項については、速やかに報告を
行います。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

白石町役場 長寿社会課高齢者係	所 在 地 電話番号 受付時間	杵島郡白石町大字福田 1 2 4 7 番地 1 0 9 5 2 - 8 4 - 7 1 1 7 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所	所在地 電話番号 受付時間	鹿島市大字中村 9 1 7 - 2 0 9 5 4 - 6 9 - 8 2 2 2 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分
国民健康保険団体連合会	所 在 地 電話番号 受付時間	佐賀市呉服元町 7 - 2 8 0 9 5 2 - 2 6 - 1 4 7 7 8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分

8 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した年月日	—
評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 うたがき

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 _____(印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 印

続柄

利用者 住所

氏名 印

* 契約者と利用者が同一の場合は、利用者欄に「同上」と記載してください。

〈重要事項説明書付属文書〉

1 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、契約者、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員又は職員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及び契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

2 損害賠償について（契約書第14条参照）

事業者の責任により契約者又は利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者もしくは利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が、守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が、故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

次の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者又は利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者又は利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合